

地区別の家屋間平均距離と合併処理浄化槽の割合

区 分	現行計画			検証結果			合併処理 浄化槽 の割合 (%)
	家屋数 (戸) a	管渠延長 (m) b	1世帯あたり 家屋間平均距離 (m) $c = b \div a$	家屋数 (戸) A	管渠延長 (m) B	1世帯あたり 家屋間平均距離 (m) $C = B \div A$	
出 町	348	15,772.0	45.3	37	4,510.0	121.9	39.5%
中 野	91	8,810.0	96.8	29	3,240.0	111.7	93.3%
五鹿屋	167	17,329.0	103.8	191	16,422.0	86.0	31.3%
東野尻	524	34,712.0	66.2	523	33,693.0	64.4	55.2%
鷹 栖	791	46,511.0	58.8	541	38,251.0	70.7	48.6%
若 林	213	22,620.0	106.2	207	22,430.0	108.4	39.2%
林	986	43,159.0	43.8	178	16,786.0	94.3	34.1%
高 波	417	35,613.0	85.4	229	25,798.0	112.7	49.6%
油 田	32	1,659.0	51.8	28	1,251.0	44.7	75.9%
太 田	35	4,745.0	135.6	25	2,808.0	112.3	80.8%
種 田	220	15,090.0	68.6	81	3,312.0	40.9	58.0%
合 計	3,824	246,020.0	64.3	2,069	168,501.0	81.4	48.2%
家屋間限界距離 (費用対効果)	—	—	80.3	—	—	67.0	—

※ 現行計画の数値は平成22年度策定時の未整備地域、検証結果の数値は現在整備中の北部地域を除いた未整備地域を対象として算出しています。

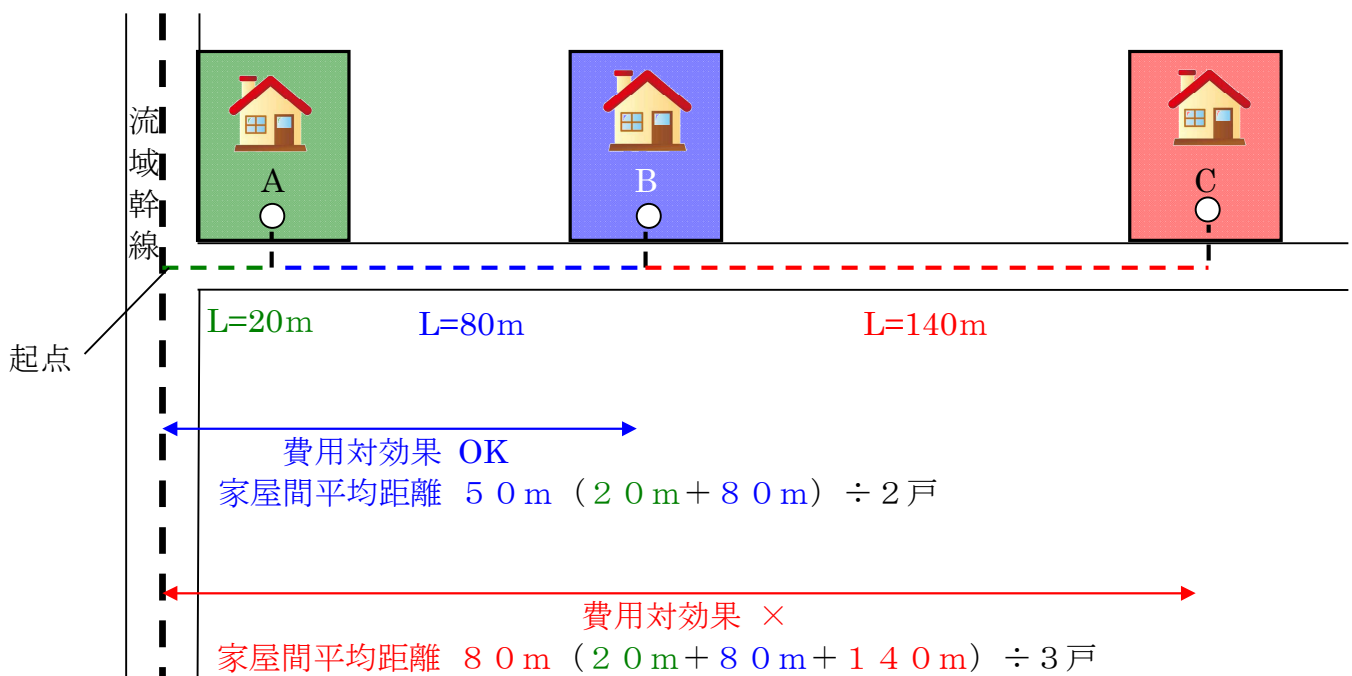
※ 家屋間限界距離以内となる地区の家屋間平均距離には、二重枠で示しています。

※ 未整備地域の合併処理浄化槽の割合は、富山県浄化槽協会の資料（H30.3月末）を参考に算出しています。

家屋間平均距離と家屋間限界距離について

- **家屋間平均距離**とは、「管渠延長」÷「整備戸数」により算出し、1戸あたりの管渠整備に必要な平均距離を算出したものです。
- **家屋間限界距離**とは、公共下水道と合併処理浄化槽の費用対効果の分岐点を管渠整備に必要な距離として示すものであり、家屋間平均距離が家屋間限界距離を超えると、公共下水道の整備費用が高くなり、費用対効果が低くなります。

《家屋間平均距離の計算例》



- 上記の「家屋間平均距離」により「家屋間限界距離67m」を適用した場合

A宅までは、家屋間平均距離が20mとなり『費用対効果』を満たしている
 B宅までは、家屋間平均距離が50mになり『費用対効果』を満たしている
 C宅までは、家屋間平均距離が80mとなり『費用対効果』を満たさない